

## 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

建設局技術管理課

### 1 目的

本要領は、近年の夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、建設現場における安全対策を進めるために、熱中症対策に必要な経費の計上に関して現場管理費を補正するにあたり、必要な事項を定めたものである。

### 2 対象工事

さいたま市が発注する工事において、以下の（１）から（３）全てに該当する場合、試行対象工事とする。

ただし、機械設備工事及び単価契約工事は除く。

#### （１）適用範囲（次のどちらかに該当）

- １）平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を締結した土木工事
- ２）平成 31 年 1 月 1 日以降に契約を締結した債務負担行為による土木工事

#### （２）対象となる工事

- １）主たる工種が屋外作業である工事  
ただし、工場製作期間を含む工事は当該期間を工期から除く。
- ２）電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。  
ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間を工期から除くものとする。

#### （３）対象地域

さいたま市内全域

### 3 定義

本要領で、使用する用語の定義は以下のとおりとする。

#### （１）真夏日

真夏日は以下の 1) または 2) のいずれかに該当する日とする。

ただし、夜間工事においては、作業時間帯が以下の 1) または 2) に該当する場合とする。

- 1) 日最高気温が 30 度 (°C) 以上の日
- 2) 暑さ指数 (WBGT) が 25 度 (°C) 以上の日

(2) 工期

契約工期とし、準備工事、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計とする。

なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（5日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

工期期間中に発生した真夏日の日数を、工期全体の日数で除して算出する数値。

#### 4 計上方法

真夏日の計測、真夏日率の算出方法については、以下のとおりとする。

なお、計測に用いる観測地点、地上気象観測所については、さいたま（さいたま市桜区大字宿）とする。

(1) 真夏日の計測方法

1) 以下の①から③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上できる。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合。

③ 夜間工事においては、作業時間帯が①または②に該当する場合。

2) 休工期においては、上記の①から③に該当した場合でも、真夏日として計上しないものとする。

3) 上記によりがたい場合は、別途監督員と協議するものとする。

(2) 基準日及び報告日

1) 基準日

「基準日」は、工期の始期とする。

2) 報告日

「報告日」は、受注者が発注者に本要領に基づいた報告を行う日とする。

(3) 真夏日の計上範囲

真夏日は、基準日から報告日までの期間で計測し、計上するものとする。

(4) 真夏日率の算出方法

真夏日率は次の式により算出するものとする。

$$\text{真夏日率}^{\ast 1} = \text{基準日から報告日までの真夏日} \div \text{工期}^{\ast 2}$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 工期は「3（2）工期」の定めによる。

## 5 積算方法

真夏日率を考慮した現場管理費の補正の積算方法は以下のとおりとする。

### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、変更契約により行うものとする。

### (2) 補正值

現場管理費の補正は、「4 (4) 真夏日率の算出方法」により算出された真夏日率を用い、次の式により算出した補正值を現場管理費率に加算する。

$$\text{補正值 (\%)} \times 3 = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数} \times 4$$

※3 補正值 (%) は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1.2

### (3) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数} \times 5) + \text{補正值 (\%)} \times 6)$$

※5 土木工事標準積算基準書における「地域補正の補正係数」をさす。

※6 土木工事標準積算基準書における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率」をさす。「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

## 6 実施の流れ

本要領の実施は受注者の任意とし、以下の(1)から(5)のとおり行うものとする。

- (1) 発注者は、工事契約締結後（既契約工事においては本要領施行後）すみやかに、受注者に対し本要領の対象工事であることを説明する。
- (2) 受注者は、本要領に則り熱中症対策の実施を希望する場合は、工事記録により発注者に協議する。
- (3) 協議内容に発注者が同意することで、熱中症対策試行工事として実施する。
- (4) 受注者は、「4 計上方法」に基づき、発注者に真夏日率を報告する。  
なお、報告においては以下の1)から3)の資料を提出することとする。
  - 1) 熱中症対策に資する現場管理費補正真夏日率算出表【様式1】
  - 2) 工期期間中の真夏日が確認できる根拠資料（環境省及び気象庁が公表している資料等）
  - 3) 真夏日における熱中症対策の実施が確認できる代表写真等
- (5) 発注者は、(4)により受注者から提出された資料を確認し、妥当と認められた場合「5 積算方法」に基づき設計変更を行う。

## 7 その他

本要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

## 附 則

本要領は、令和元年9月1日から施行する。